

条番号	項目	規定される基準の内容	基準への適合の確認結果
第1条～第4条	趣旨、目的、最低基準	最低基準を超える設備及び運営の向上、乳児等通園支援事業者への勧告	
第5条	一般原則	利用者への人権の配慮、運営内容の適切な説明、自己評価、外部評価及びその公表、必要な設備の設置	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。また、運営内容の適切な説明については、各認可申請施設の乳児等通園支援事業における「重要事項説明書」により確認。
第6条	非常災害対策	非常災害対策として必要な整備の設置、避難及び消火に対する訓練の実施	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第7条	安全計画の策定	安全確保を図るための計画（安全計画）策定、安全計画の研修及び訓練	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第8条	自動車を運行する場合の所在確認	利用者の移動のために自動車を運行する場合の所在確認等	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第9条～第11条	職員の条件等	児童福祉事業についての熱意及び訓練を受けた経験がある者	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第12条、第13条	虐待等の禁止	職員による利用者に対する差別的な取り扱い及び虐待等の禁止	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第14条	衛生管理等	衛生管理、衛生上必要な措置	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第15条	食事	食事を提供する場合の調理機能を有する設備の設置	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。 なお、食事の提供の有無については「資料3 佐世保市乳児等通園支援事業認可申請施設一覧」中に記載。
第16条、第17条	規程等	乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程等の整備	各認可申請施設の乳児等通園支援事業における「重要事項説明書」により確認。
第18条	秘密保持等	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密保持等	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第19条	苦情対応	苦情への迅速かつ適切な対応のための窓口設置	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は既に児童福祉法等による認可時に基準に適合していることを確認済み。また、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。
第20条	事業の区分	一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の定義	
第21条～第24条	一般型事業乳児等通園支援の基準	一般型乳児等通園支援事業における設備基準及び職員配置	
第25条	余裕活用型乳児等通園支援事業の基準	余裕活用型乳児等通園支援事業における設備基準及び職員配置	余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、必要な設備、職員配置については、現在の利用定員の運用内で行うこととしており、基準を超過することは想定していない。なお、今後の運用の際にも、監査等の実施や施設型給費費支払いの際などにおいて、基準の適合状況を随時確認していくこととする。
第26条	準用	第23条及び第24条の規定を第25条において準用することの説明	
第27条	電磁的記録	書面に代えて電磁的記録により行うことを可能とする	